

返戻金制度について

1 返戻金制度の関する事項 当社の紹介により採用決定（求職者）が入社後、一身上の都合または自己の責に帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を下記の期間及び割合に定める金額を求人者に返還致します。紹介手数料の一部を返金する場合は、以下のとおりとする。

- ①入社後 1 ヶ月 未満で退職した場合、紹介手数料の 80%相当額 の返金
- ②入社後 1 ヶ月以上 2 ヶ月 未満で退職した場合、紹介手数料の 50%相当額 の返金
- ③入社後 2 ヶ月以上 3 ヶ月 未満で退職した場合、紹介手数料の 30%相当額 の返金

※被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。

また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、上記 の報酬返還は適用されないこととする。

※職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 取扱職種の範囲等の明示です。

事業所名称 コネクトワールド株式会社
有料職業紹介事業許可番号 23-ユ-302982